

## 我孫子市ごみ集積所設置及び維持管理基準

### (趣旨)

第1条 この維持管理基準は、ごみ集積所の設置及び管理の基準等について必要な事項を定めることにより、ごみ収集作業の効率性及び安全性を確保するとともに、市民の良好な生活環境の保全に寄与することを目的とする。

### (ごみ集積所の設置についての基準)

第2条 ごみ集積所の設置についての基準は、次のとおりとする。

(1) 建築行為又は開発行為の場合

ごみ集積所を設置すべき建築行為又は開発行為の規模は、戸建て住宅の区画数又は共同住宅の住戸数が10以上のものとする。ただし、戸建て住宅の区画数又は共同住宅等の住戸数が10未満の場合で、次のいずれかに該当するときは、ごみ集積所を設置しなければならない。

- 一 当該建築区域又は開発区域付近に既存のごみ集積所が存在しない場合で、市長が設置する必要があると認めるとき。
- 二 当該建築区域又は開発区域付近に既存のごみ集積所が存在する場合で、当該ごみ集積所を管理する団体等から当該ごみ集積所の使用に関する同意を得ることができないとき。

(2) 市が収集を行わないごみ集積所の場合

事業所(有料老人ホーム等を含む)がごみ集積所を設置する場合は、「我孫子市ごみ集積所設置及び維持管理基準」は適用しないものとする。ただし、市の公共施設で、かつ市が収集を行う場合は、「我孫子市ごみ集積所設置及び維持管理基準」を適用するものとする。

(3) その他

団体等が設置する既存のごみ集積所に排出されるごみ、資源が多量で、人や車両などの通行に支障が生じている場合等、市長が設置する必要があると認めるとき。

### (ごみ集積所の面積についての基準)

第3条 ごみ集積所の面積についての基準は、次のとおりとする。

(1) ごみ集積所の面積は、有効面積とし、別表のとおりとする。

(2) 建築区域又は開発区域内に複数のごみ集積所を設置する場合は、それぞれのごみ集積所ごとに別表を適用するものとする。

(3) 共同住宅等で、単身者向け及び単身者向け以外の住戸で構成する場合は、市長と協議するものとする。

※ 単身者向け共同住宅とは1区画の住戸専用面積が25平方メートル未満の共同住宅等をいう。

(4) 101以上の住戸数で集積所を建築物とする場合は、通路部分を確保するため、共同住宅等は、住戸数×0.2平方メートル、単身者向け共同住宅等は、住戸数×0.15平方メートルとする。又、コの字型に設置の場合は、住戸数51～100を適用する。

(5) 101以上の住戸数の場合、粗大ごみ専用集積所(3平方メートル以上)を設置するよう配慮すること。

住宅の 形態 区画数 又は住戸数	戸建て住宅又は共同 住宅等（単身者向け共 同住宅等を除く）	単身者向け共同住宅等	備考
10未満	3.0平方メートル	2.0平方メートル	第2条(1)ただし 書きに該当する場 合に限る。
10～19	4.5平方メートル	3.0平方メートル	
20～50	住戸数×0.3平方メ ートル	住戸数×0.2平方メ ートル	
51～100	1.5平方メートル+ (住戸数-50)× 0.15平方メートル	1.0平方メートル+(住 戸数-50)×0.1 平方メートル	
101～（集 積所の形状が コの字型の場 合）	同上	同上	
101～ （集積所の形 状が建築物の 場合）	22.5平方メートル +（住戸数-100） ×0.2平方メートル （戸建て住宅を除く）	1.5平方メートル+（住 戸数-100）×0.1 5平方メートル	

※ 有効面積は各基準値以上であること。

（ごみ集積所の形状及び構造についての基準）

第4条 ごみ集積所の形状及び構造についての基準は次のとおりとする。

(1) 形状

- 一 有効とする間口の幅は1.5メートル以上とすること。又、奥行きの長さは、0.9メートル以上確保し、間口の長さを超えないこと。
- 二 ごみ集積所内には工作物を設けないこと。なお、ごみ集積所内に、ごみ集積所啓発看板を設置する際は、協議するものとする。
- 三 ダストボックス等を使用の場合は、収集日には鍵等の施錠はしないこと。
- 四 集積所の形状は、コの字型とすること。

(2) 構造

- 一 構造は、鉄筋コンクリート造（吹付タイル等）又はコンクリートブロック造（化粧ブロック又は吹付タイル等）とすること。
- 二 基礎は、鉄筋コンクリート造で、ベタ基礎又はL型基礎とすること。
- 三 コンクリートブロック造の塀の高さは、1.2メートルとすること。  
又、1.2メートルを超える場合は、建築基準法施行令第62条の8の規定（補強コンクリートブロック造の塀の基準）に適合するものとする。

(3) 集積所を建築物とする場合は、次のとおりとする。

一 扉等を設ける場合は、開口部の高さを2メートル以上とし、有効に開口する部分は、間口の3分の1以上を有するものとする。ただし、開口部は、1メートル以上確保すること。

集積所の内部には、棚、仕切り等を設けないこと。又、収集日にはごみの搬出口及びストッカーには鍵の施錠をしないこと。

二 道路などの公共の場所以外に設置する場合は、ダストボックスも可とする。ただし、可燃ごみと資源の集積所を同一とする場合は、資源回収用具の設置場所を考慮し、集積所の面積と同じサイズのダストボックスは設置しないこと。又、ダストボックスの固定は、完了検査後に固定すること。

三 建築基準法令の規定に適合するものとする（建築基準法第2条第1号に規定する建築物に該当しないものを除く。）。

四 建築物の端から道路境界まで2メートル以内とすること。

(4) 自治会、町内会が、道路などの公共の場所に設置及び管理する集積所を、別に位置する道路などの公共の場所に移動する場合については、(1)から(3)に掲げるごみ集積所の形状は適用しない。

#### (ごみ集積所の設置場所についての基準)

第5条 ごみ集積所の設置場所についての基準は次のとおりとする。

- (1) ごみ収集車両が道路交通法（昭和35年法律第105号）第44条に規定する停車及び駐車を禁止する場所に停車することがないこと。
- (2) 電柱、支線、道路標識等のごみ収集業務に障害となるものがないこと。
- (3) 敷地内部に設ける場合は、収集車が容易に方向転換、又は通り抜けることができる場所であること。
- (4) ごみ集積所間口から道路境界まで2メートル以内であること。
- (5) 見通しの悪い曲線状の道路に面していないこと。
- (6) その他、ごみ収集業務を円滑かつ安全に遂行するため、市長が収集に際し支障があると認める場所。
- (7) 原則として滑り止めを施した坂道道路に面する場所には設置しないこと。
- (8) 国道6号及び県道8号線に面した場所には設置しないこと。

#### (ごみ集積所設置者等の責務)

第6条 設置者等は、ごみ集積所を適正に設置する責務を負うものとする。

- (1) ごみ集積所を設置するものは、近隣住民とのトラブルがないよう十分に協議し、説明を行うこと。又、異議や要望は真摯に対応すること。
- (2) 設置者等は近隣者への説明の結果を市に報告するとともに、必要に応じて市の指導に従うこと。
- (3) 新たにごみ集積所を設けず既存のごみ集積所を利用しようとするときは、当該既存ごみ集積所を管理する団体等に使用に関する同意を得ること。
- (4) ごみ集積所までの進入路が私道又は民地の場合は、土地所有者等の同意を得ること。
- (5) ごみ集積所を設置する者または、既存のごみ集積所を移動する者（以下「設置者等」という。）は、景観担当課と協議し、街並み景観に配慮したごみ集積所を設置しなければならない。

(ごみ集積所の設置、移動、変更又は廃止の届出)

第7条 ごみ集積所を設置、移動、変更又は廃止をしようとする者は、ごみ集積所設置協議申請書と次に掲げる書類を添えて、市長に届け出を行うものとする。

- (1) ごみ集積所近隣説明報告書
- (2) その他市長が、必要と認める書類

(ごみ集積所の完了検査の届出)

第8条 前条により、ごみ集積所の設置等を承認し完了したときは、市の実施する完了検査に立ち会うものとする。また、次に掲げる書類を市長に届け出を行うものとする。

- (1) ごみ集積所立会検査実施申請書

(ごみ集積所設置申請の届出)

第9条 前条により、設置者等は、完了検査の結果が良好と判定されたときは次に掲げる書類を市長に届け出を行うものとする。

- (1) ごみ集積所設置申請書
- (2) 市は、ごみ集積所設置申請書を受理した日から14日を経過した日以降にごみの収集を開始するものとする。

(ごみ集積所の寄附等)

第10条 ごみ集積所の寄附については、我孫子市ごみ集積所寄附受入基準によるものとする。

(ごみ集積所の維持管理及び利用者の責務)

第11条 ごみ集積所を使用する者又は自治会長等は、自らが居住する区域又は集合住宅に設置する集積所を清潔かつ適正管理に努めるとともに、当該集積所を利用する者(以下「利用者」という。)にこれを周知しなければならない。

- (1) 家庭廃棄物の搬出に当たっては、当該家庭廃棄物を定められた方法により分別を行い、市の指定袋等に収納し、かつ、収集日の当日の午前8時30分までに所定のごみ集積所に搬出する等適正に行うこと。
- (2) ごみ集積所を使用する者等は、集積場所内の廃棄物の飛散防止等に努めるよう飛散防止ネット等の必要な措置を講ずること。
- (3) 美観の維持を図るため、ごみ集積所等を使用する者等において清掃等を行い、当該ごみ集積所の美化を保つように努めなければならない。
- (4) 利用者(集合住宅・共同住宅等の場合にあつては、所有者から集積所の管理の委託を受けた者)は、市から貸与される回収容器を管理しなければならない。

(市の責務)

第12条 市長は、ごみ集積所の設置及び維持管理に関し、助言及び指導をすることができる。

- (1) 市長は、適正な利用及び維持管理が行われていない当該集積所を発見したときは必要に応じ、指導を行うものとする。
- (2) 市長は、破損又は著しい汚れ並びに紛失等により、利用者から回収容器その

他物品の交換又は補充の要望があったときは応じるものとする。

- (3) 市長は、設置された集積所の維持管理が適正でないとき認めるときは、自治会長等に対してその改善を求めることができる。

#### 附 則

(施行期日)

- 1 この基準は、令和8年4月1日から施行する。  
(我孫子市ごみ集積所設置及び維持管理の廃止)
- 2 我孫子市ごみ集積所設置及び維持管理（令和5年4月1日施行）は、廃止する。  
(経過措置)
- 3 この基準の施行前に設置されたごみ集積所については、この基準に基づいて設置されたものとみなす。